

副本

令和 年 () 第 号 損害賠償等請求事件

原告 閲覧制限

被告 東京都

準備書面 (2)

令和 4 年 6 月 3 日

東京地方裁判所民事 御中

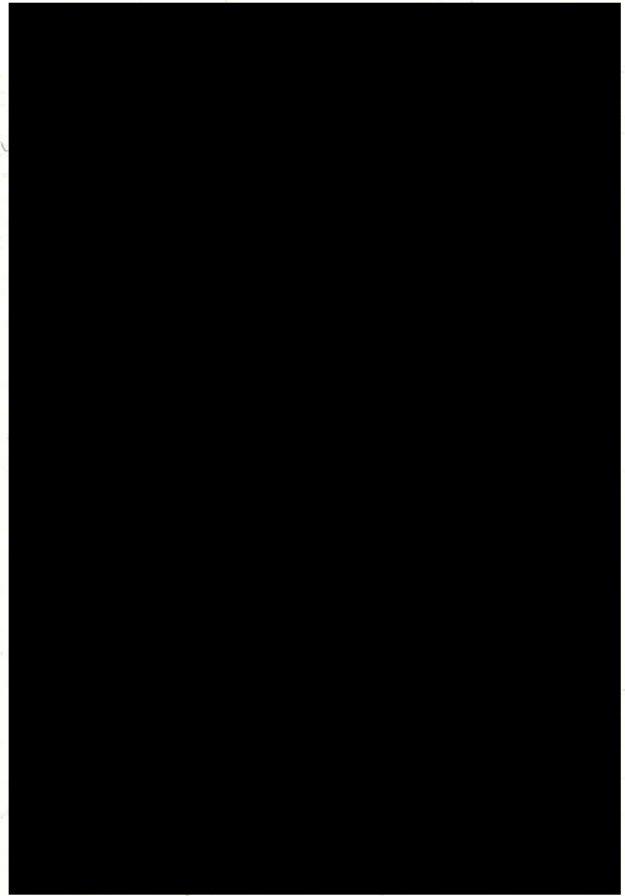
被告指定代理人

同

同

同

同



被告は、本準備書面において、原告の2022年4月8日付け原告第1準備書面における求釈明事項等について、必要と認める範囲で応答する。

なお、略語については、本準備書面で新たに読み替えるもののほか、被告の従前の例による。

第1 「第1 求釈明」に対する応答

1 地域課員による取扱状況について

- (1) ■■■■■巡査長は、訴外男性から本件状況について聴取した内容を記載した報告書は作成していない。
- (2) 被告の令和4年1月25日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）第2、1、(1)、カ、2行目記載の携帯電話は、原告が所有する携帯電話であり、3行目記載の携帯電話は、訴外男性が所有する携帯電話である。
- (3) その余は、被告準備書面(1)記載のとおりのほか、同準備書面に対する原告の認否反論に必要とは認められないから、応答の要を認めない。

2 生活安全課員による取扱状況について

- (1) 被告準備書面(1)、第2、1、(2)において、訴外男性が、原告娘がぶら下がったと説明した滑り台上のアーチ状の手すりは、階段側の手すりである。
- (2) 乙3号証の写真に、訴外男性の妻は写っていない。
- (3) その余は、被告準備書面(1)記載のとおりのほか、同準備書面に対する原告の認否反論に必要とは認められないから、応答の要を認めない。

第2 「第2 提出を求める資料」について

原告の事情聴取に係る録音データは存在しない。

その余は、いずれも提出の要を認めない。

第3 「第3 原告及び原告代理人らの警察署訪問」について

乙5号証は、本件聴取室において原告及び原告娘を撮影したものである。

本件聴取室の広さ等は、本準備書面末尾に添付した図面のとおりである。

以上

図面（本件聴取室）

